

# 公益社団法人都市住宅学会関西支部規約

## (名称)

第1条 本支部は公益社団法人都市住宅学会関西支部という。

## (事務所)

第2条 本支部の事務所は大阪市内に置く。

## (地域・支部構成)

第3条 本支部は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県に在住又は在勤する公益社団法人都市住宅学会の会員をもって構成する。ただし本人が希望する場合は、前記以外の都道府県に在住または在勤する会員の所属を妨げない。

## (目的・事業)

第4条 本支部は、公益社団法人都市住宅学会定款に規定する目的ならびに事業に準拠して必要な事業を行う。

## (役員)

第5条 本支部に次の役員を置く。

(1) 常議員 30名以内

(2) 監事2名

2 常議員のうち、1名を支部長、1名を副支部長とする。

## (役員の選任)

第6条 常議員および監事は、支部総会において支部正会員のなかから選任する。

2 支部長は、常議員会において常議員のなかから選任する。

3 副支部長は、支部長が常議員のなかから指名する。

4 常議員又は監事が任期期間中、事故等により職務を執行できない状況が生じた場合、支部長は、常議員会の議を経て、当該常議員又は監事を解任し、新たな者を選任することができる。ただし、選任後、支部長は次の支部総会に報告し、その承認を求めるものとする。

## (役員の職務)

第7条 支部長は支部を代表し、会務を掌理するとともに、支部総会および常議員会の議長となる。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、または欠けたときは、そ

の職務を代行する。

- 3 常議員は会務を議決し、支部長、副支部長を補佐する。
- 4 監事は会計を監査し、その結果を支部通常総会において報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2か年とし、再任を妨げない。

- 2 補選による役員の任期は、前任者の残期間とする。

(支部総会の構成・招集)

第9条 支部総会は支部正会員をもって構成する。

- 2 支部通常総会は、毎年1回支部長が招集する。
- 3 支部臨時総会は、常議員会が必要と認めたとき、または支部正会員の5分の1以上から請求があったときに支部長が招集する。
- 4 支部総会の議長は支部長とする。

(支部総会の議決事項)

第10条 支部総会は、この支部規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 支部規約の変更
- (2) 事業報告、収支決算および財産目録の承認
- (3) 支部の設置ならびに廃止
- (4) その他常議員会で必要と認めた事項

(支部総会の議決)

第11条 支部総会は、支部正会員の5分の1以上の出席をもって成立する。ただし、書面をもってあらかじめ他の会員を代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 議決権の行使は、書面をもって他の出席正会員に委任することができる。
- 3 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(常議員会の構成・招集)

第12条 常議員会は常議員をもって構成する。

- 2 常議員会の議長は支部長とする。
- 3 常議員会は支部長が召集する。
- 4 常議員会は映像と音声等の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法を活用して開催することができる。

(常議員会の議決事項)

第13条 常議員会は、この支部規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 支部総会に提出する議案に関する事項
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業の執行に関する事項
- (4) 財産の管理に関する事項
- (5) その他重要な事項

(常議員会の議決)

第14条 常議員会議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(委員会)

第15条 本支部が運営ならびに目的達成のため委員会を設ける場合には、常議員会の議を経て支部長から委員を委嘱する。また委員会の廃止および委員解嘱の場合も同様とする。

(経理)

第16条 本支部の経費は、本部からの交付金、事業から生ずる収入、寄付金などをもって支弁する。

(会計年度)

第17条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(補則)

第18条 本規約で特に明示していない事項は公益社団法人都市住宅学会定款に準拠するものとする。

2. 本規約および公益社団法人都市住宅学会定款に明示していない事項で本支部の運営上必要な事項は、支部長が常議員会の議を経て決定するものとする。

附 則 本規約は2000年4月1日から施行する。

附 則 本規約は2001年5月26日から施行する。

附 則 本規約は2012年4月14日から施行する。

附 則 本規約は2014年4月26日から施行する。

附 則 本規約は2025年4月26日から施行する。